

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方

〔令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 901 号〕
林 野 庁 林 政 部 長 通 知
最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 6 林政経第 364 号

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方は、以下のとおりとする。

第 1 基本的考え方

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県）ごとの施設費（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表 2 の 1 の区分の欄の（1）循環型資源基盤整備強化対策のうち①間伐材生産、②路網整備・機能強化及び③低コスト再造林対策を除く全てをいう。以下同じ。）、推進費（要綱の別表 2 の 2 の区分の欄の（1）森林整備地域活動支援対策を除く全て。以下同じ。）ごとに配分するものとする。

- 1 施設費については、別紙 2 に定める計画主体ごとに目標単位で設定する目標を定量化する指標（以下「指標」という。）に基づいた全体指標の得点、事業実施主体（個別の施設・取組）ごとに設定する個別指標及び政策的な必要性などに基づいた国施策指標の得点、計画主体において特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した取組に対する優先得点（以下「都道府県優先得点」という。）を合計することにより配分するものとする。
- 2 推進費については、別紙 3 に定める林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表（以下「ポイント表」という。）に基づき算定したポイントにより配分するものとする。

第 2 施設費の配分の考え方

施設費の配分は、以下のとおりとする。

1 要綱の別表 2 の 1 の区分の欄の（2）

別紙 2 の I の 1 の指標の林業機械作業システム整備【造林保育型】、林業機械作業システム整備【素材生産型】のうち素材生産量の現状値が 10,000 m³以上の者（大規模事業体）、林業機械作業システム整備【素材生産型】のうち素材生産量の現状値が 10,000 m³未満の者（中規模事業体）及び新たに造林事業を開始する者のそれぞれにおいて、事業実施主体ごとに別紙 2 の I の 1 により算出された全体指標の得点に第 4 の達成状況評価結果、不用額率及び再造林への取組状況に応じた係数を乗じて算出された得点、個別指標の得点、国施策指標の得点並びに都道府県優先得点を合計した上で、当該数値の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。

なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。

2 要綱の別表 2 の 1 の区分の欄の（3）

別紙 2 の I の 2 の（1）のメニュー単位において、事業実施主体ごとに別紙 2 の I の

1により算出された全体指標の得点に第4の達成状況評価結果及び不用額率に応じた係数を乗じて算出された得点、個別指標の得点、国施策誘導指標の得点並びに都道府県優先得点を合計した上で、各メニューの要望状況の違いに応じて当該合計得点を基に偏差値により数値を算出し、当該数値の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて2の範囲内で目標又はメニュー間の調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。

なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。

3 要綱の別表2の1の区分の欄の（1）④

別紙2のIの2の（1）のメニュー単位において、事業実施主体ごとに別紙2のIの1により算出された全体指標の得点に第4の達成状況評価結果及び不用額率に応じた係数を乗じて算出された得点、個別指標の得点、国施策誘導指標の得点並びに都道府県優先得点を合計した上で、当該数値の高い順番に、施設費の予算額の範囲内で算定の対象とし、必要に応じて調整を行い、各施設の合計額をもって計画主体へ配分するものとする。

なお、上記の方法で得点の高い順番に予算額を配分した結果、最後の配分可能額が、事業実施主体の要望額（複数の事業実施主体が同一得点で並んだ場合は、これらの事業実施主体の合計要望額）を下回る場合にあっては、必要に応じて調整を行い、配分する。

第3 推進費の配分の考え方

- 1 付与するポイント数はポイント表のとおりとする。
- 2 予算額の5割を都道府県ごとの目標別の要望額に基づき按分する（要望割）。
- 3 予算額の残り5割を都道府県ごとの目標別の要望残額（要望額から要望割額を控除した額）に基づき、ポイント表で得られたポイント数に応じて按分する。
- 4 上記2及び3を合算した交付金額を都道府県単位で配分するものとする。

第4 達成状況評価結果、不用額等の配分額への反映

1－（1）事業構想（目標を定量化する指標）の達成状況評価結果の配分額への反映

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「要領」という。）第2の6の（1）の規定により申請する申請書に添付する様式7の3におけるメニューごとの達成状況評価結果に応じた次の係数を、同メニューの事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乘じることとする。

達成状況評価結果	係数
A	1. 0 0
B	0. 9 5
C	0. 9 0

1－（2）個別事業及び改善措置実施事業の達成状況評価結果の配分額への反映

要領第2の6の（1）の規定により申請する申請書に添付する様式7の4における達成状況評価結果に応じた次の係数を、事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乘じることとする。

達成状況評価結果	係数
A	1. 0 0
B	0. 9 5
C	0. 9 0

2 不用額の配分額への反映

要領第2の6による事業計画申請年度の前々年度における施設費の不用額率（都道府県の当該年度の割当内示額に対する当該年度の不用額の割合）を算出し、不用額率に応じた次の不用額換算係数を1－（1）及び（2）に基づいて算出された得点に乘じることとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態による事業実施主体の責めに帰すことができない場合を除く。

都道府県別不用額率	不用額換算係数
5 %未満	1. 0 0
5 %以上20%未満	0. 9 5
20%以上40%未満	0. 9 0
40%以上	0. 8 0

3 再造林への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの年間再造林面積の伸び率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を高性能林業機械の整備における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乘じることとする。

なお、年間再造林面積が 100ha に満たない場合は評価対象外とし、配分額への反映は行わない。

年間再造林面積伸び率	評価区分		
	直近3年		
過去10年で0 %以上	12%以上	A ⁺	1. 1 0
	12%未満	A	1. 0 0
過去10年で0 %未満	12%以上	A ⁺	1. 1 0
	0 %以上 12%未満	A	1. 0 0
	0 %未満	B	0. 9 0

4 施業集約化への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの森林経営計画の作成率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を高性能林業機械の整備の素材生産型における事業実施主体ごと全体指標で算出された得点に乗ずることとする。

都道府県別森林経営計画作成率		係数
40%以上		1. 1 0
40%未満	前年度からの伸び1%以上	1. 1 0
	前年度からの伸び1%未満	1. 0 0
	うち2年連続で前年度からの伸び0%未満	0. 9 0

第5 指標のガイドライン

要領別表3に定める事業構想の指標の定義については別紙1のとおりとする。

要領別表4に定める全体指標、個別指標及び国施策指標の定義については別紙2のとおりとする。

第6 その他

国が計画主体の進捗状況を把握した結果、計画変更や入札による差額等の費用が一定額以上発生していることが明らかで、交付金の執行が見込まれないことが確実となった場合は、必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、調整を行うこととする。調整の際には、年度当初に第2の規定に基づいて算定した得点により配分に至らなかった事業実施主体の最上位のものから優先的に配分することとする。

第7 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、目標の水準の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1 事業構想の「目標を定量化する指標」

事業構想の指標（計画主体ごと）

目標	指 標		算定使用量	指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化 （高性能林業機械等の整備に係るもの）	取組に応じて必須	労働生産性（ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ）の増加率	増加率	都道府県における労働生産性（ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ）の増加率（％）（注４）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木材加工流通施設等の整備に係るもの）	取組に応じて必須	地域材利用量（ m^3 ）の増加率	増加率	都道府県における地域材利用量（ m^3 ）の増加率（％）（注５）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木造公共建築物等の整備に係るもの）	取組に応じて必須	事業費当たりの木材利用量（ $\text{m}^3/\text{百万円}$ ）	実績値	都道府県における事業費当たりの木材利用量の累積値（ $\text{m}^3/\text{百万円}$ ）（注６）
林業・木材産業の生産基盤強化（ 木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	取組に応じて必須	事業費当たりの木質バイオマス利用量（ $\text{m}^3/\text{百万円}$ ）	実績値	都道府県における事業費当たりの木質バイオマス利用量（ $\text{m}^3/\text{百万円}$ ）（注７）
林業・木材産業の生産基盤強化（ 循環型資源基盤整備強化対策に係るもの）	取組に応じて必須	人工造林面積のうち、人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合（％）	算定には使用しない	都道府県における人工造林面積のうち、人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合（％）（注８）

（注１）① 現状値は、調査年度前々年度までの直近過去３か年の平均値とする。ただし、実績が３か年に足りない場合は単年度でも可。

② 増加率は、増加量を現状値で除した値（増加量／現状値）とする。

（注２）事業構想承認後の指標の目標値の変更は原則認めない。

（注３）労働生産性は素材生産量／雇用量とし、素材生産量は主伐と間伐の合計数量とする。

（注４）高性能林業機械等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

現状値に対する実績値の増加率（単位：％）＝（労働生産性（実績）÷労働生産性（現状））-100％

※現状値：調査年度の前年度までに機械を導入した事業体の、事業計画における素材生産量の現状値の和を、労働投下量の現状値の和で除して求める労働生産性（ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ）

（事業体の労働投下量の現状値は、素材生産量（ m^3 ）÷素材生産性（ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ）で求める。）

※実績値：調査年度の前年度までに機械を導入した事業体の、導入翌年度以降の直近年度における素材生産量の実績値の和を、労働投下量の実績値の和で除して求める労働生産性（ $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$ ）

（注５）木材加工流通施設等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

現状値に対する実績値の増加率（単位：％）＝（地域材利用量（実績）÷地域材利用量（現状））-100％

※現状値：調査年度の前年度までに木材加工流通施設を整備した事業体の、事業計画における地域材利用量の現状値

※実績値：調査年度の前年度までに木材加工流通施設を整備した事業体の、整備翌年度以降の直近年度における地域材利用量（実績）

（注６）木造公共建築物等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

実績値（単位： $\text{m}^3/\text{百万円}$ ）＝（事業実施期間内の木材利用量（累積））／（事業実施期間内の事業費（累積））

※木造化（補助率 1/2 以内）、木造化（補助率 15％以内）、木質化の区分ごとに算出

※この指標算出における事業費は、区分ごとの国庫交付金額とする。

（注７）木質バイオマス利用促進施設の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

実績値（単位： $\text{m}^3/\text{百万円}$ ）＝（調査年度の前年度までに整備した木質バイオマス利用促進施設全ての、調査年度における木質バイオマス利用量）／（調査年度の前年度までに整備した木質バイオマス利用促進施設全ての事業費（累積））

※未利用間伐材等活用機材整備、木質バイオマス供給施設整備、木質バイオマスエネルギー利用施設整備の区分ごとに算出

※この指標算出における事業費は、区分ごとの総事業費とする。

（注８）循環型資源基盤整備強化対策の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。

面積割合（単位：％）＝人工造林面積のうち人工造林のコスト低減を図る取組の面積／人工造林面積

別紙2 全体指標と個別指標

I 施設費（ハード整備）

1. 全体指標（計画主体ごと）

目標	指 標	指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化 （高性能林業機械等の整備に係るもの）	林業機械作業システム整備【造林保育型】を実施する場合は、①から③までのいずれか一つ又は二つを導入する機械に応じて選択	①地拵えに要するha当たりの人工数（縮減率）
		都道府県における地拵えに要するha当たりの人工数縮減率（％）
		②下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率）
		都道府県における下刈りに要するha当たりの人工数縮減率（％）
		③苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率）
		都道府県における苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数縮減率（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木材加工流通施設等の整備に係るもの）	林業機械作業システム整備【素材生産型】、効率化施設整備を実施する場合は、①及び②を必須選択 活動拠点施設整備を実施する場合は、取組に応じて①又は②から一つを選択し、③を必須選択	①素材生産量（目標値の増加率）
		都道府県における素材生産量の目標値の増加率（％）（注3）
		②素材生産性（目標値及び目標値の増加率）
		都道府県における素材生産性の目標値（m ³ /人・日）及び増加率（％）（注3）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須（注4）	③森林経営計画の作成率（目標値）【活動拠点施設整備を実施する場合のみ選択可】
		都道府県における森林経営計画の作成率の目標値（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①地域材利用量（増加率）
		都道府県における地域材利用量の目標値の増加率（％）
		②素材生産量（増加率）
		都道府県における素材生産量の目標値の増加率（％）（注3）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）
		直近2カ年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における間伐材・林地残材等及び製材端材由来チップのうち熱利用・熱電併給に用いられたものの増加率（％）（注5）
		②エネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材等由来のもの量（増加率）
		直近2カ年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県におけるエネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材・林地残材等に由来するものの増加率（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	③補助金に依らない木質バイオマスボイラー整備率
		直近の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における補助金（国費）に依らず整備した木質バイオマスボイラー数/導入された木質バイオマスボイラー数（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （特用林産振興施設等の整備に係るもの）	選択	①対象品目の生産量（増加率）
		都道府県における対象品目の生産量の増加率（％）
		②対象品目の造成面積（増加率）
		都道府県における対象品目の造成面積の増加率（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （特用林産振興施設等の整備に係るもの）	選択	③対象品目の生産性（向上率）
		都道府県における対象品目の生産性の向上率（％）
		④対象品目の生産コスト（縮減率）
		都道府県における対象品目の生産コストの縮減率（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木造公共建築物等の整備に係るもの）	必須	①低層公共建築物の木造率
		都道府県・市町村が整備する低層の木造公共建築物の木造率（％）の直近3カ年平均の値（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （木造公共建築物等の整備に係るもの）	必須	②建築物木材利用促進協定の締結数
		事業実施年度の前年度12月末までに都道府県が締結している数
林業・木材産業の生産基盤強化 （コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの）	選択	①コンテナ苗の生産量（増加量）
		都道府県におけるコンテナ苗生産増加量（千本）
		②コンテナ苗の生産量（増加率）
		都道府県におけるコンテナ苗生産増加率（％）
		③コンテナ苗生産（5万本以上）事業体数割合
		都道府県におけるコンテナ苗生産者のうちコンテナ苗生産量5万本以上の事業体数割合（％）
林業・木材産業の生産基盤強化 （コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの）	選択	④幼苗等の配布を受けて分業化に取り組む事業体数割合<コンテナ苗幼苗生産高度化施設等に係るもの>
		都道府県におけるコンテナ苗生産者のうち選別種子又は幼苗の配布を受けて分業化に取り組む事業体数割合（％）
		⑤苗木総生産量（増加量）【<普通苗生産基盤施設等に係るもの>】
		都道府県における苗木総生産増加量（千本）
林業・木材産業の生産基盤強化 （コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの）	選択	⑥干害に備えた普通苗育苗地面積（増加量）<普通苗生産基盤施設等に係るもの>
		都道府県における干害に備えた普通苗育苗地面積増加量（ha）

2. 個別指標（事業実施主体ごと）
（1）個別指標

メニュー		指 標	算定使用量	指標の定義
高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備 【造林保育型】を実施する場合は、①から③までのいずれか一つ又は二つを導入する機械に応じて選択	①地拵えに要するha当たりの人工数（縮減率）	縮減率	事業実施主体における地拵えに要するha当たりの人工数縮減率（％）
		②下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率）	縮減率	事業実施主体における下刈りに要するha当たりの人工数縮減率（％）
		③苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率）	縮減率	事業実施主体における苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数縮減率（％）
	林業機械作業システム整備 【素材生産型】、効率化施設整備を実施する場合は、①及び②を必須選択 活動拠点施設整備を実施する場合は、取組に応じて①又は②から一つを選択し、③を必須選択	①素材生産量（目標値及び目標値の増加率）	目標値及び増加率	事業実施主体における素材生産量の目標値（m ³ ）及び増加率（％）（注3）
		②素材生産性（目標値及び目標値の増加率）	目標値及び増加率	事業実施主体における素材生産性の目標値（m ³ /人・日）及び増加率（％）（注3）
		③森林経営計画の作成率（目標値） 【活動拠点整備にかかるもの】	目標値	事業実施主体における森林経営計画作成率（％）
木材加工流通施設等の整備	取組に応じて必須選択 （注6）	①地域材利用（加工）量	増加率	加工施設整備における当該施設による地域材加工量（素材換算m ³ ）の増加率（％）
			施設の効率性	加工施設整備における当該施設による地域材加工量（素材換算）の増加量（m ³ ）／総事業費（千円）
		②地域材利用（流通）量	増加率	集出荷販売施設整備における当該施設による地域材流通量（素材換算m ³ ）の増加率（％）
			施設の効率性	集出荷販売施設整備における当該施設による地域材流通量（素材換算）の増加量（m ³ ）／総事業費（千円）
		③地域材利用（乾燥）量	増加率	乾燥施設整備における当該施設による地域材乾燥量（素材換算m ³ ）の増加率（％）
			施設の効率性	乾燥施設整備における当該施設による地域材乾燥量（素材換算）の増加量（m ³ ）／総事業費（千円）
	必須	④地域材利用（JAS構造用製材）量（注26）	増加率	加工施設整備等における地域材のJAS構造用製材の出荷量又は入荷量（素材換算m ³ ）の増加率（％）
			施設の効率性	加工施設整備等における地域材のJAS構造用製材の出荷量又は入荷量（素材換算）の増加量（m ³ ）／総事業費（千円）
		⑤林野庁長官が別に定める考え方に則って、都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）との木材安定取引協定等の締結状況	木材安定取引協定等の締結事業体数	選定経営体との木材安定取引協定等の締結数（事業体数）
木質バイオマス利用促進施設の整備	必須	①木質バイオマス利用量（増加量）	目標値	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量（m ³ ）（注7）
		②施設の効率性	目標値	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量（m ³ ）／総事業費（千円）（注7）
	取組に応じて必須選択	③木質バイオマスエネルギー利用施設のエネルギー変換効率	エネルギー変換効率	木質バイオマスエネルギー利用施設整備に係る木質資源利用ボイラー、ペレットストーブ等の最大定格出力における低位発熱量によるエネルギー変換効率
	必須	④合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録木材関連事業者との関係	未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設にあっては、事業者が登録木材関連事業者である場合。木質バイオマスエネルギー利用施設にあっては、安定取引協定等において主として登録木材関連事業者からの材の調達を確認できる場合	
		⑤選定経営体との関係	未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設にあっては事業者が選定経営体である又は安定取引協定等において主として選定経営体からの材の調達が確認できる場合、木質バイオマスエネルギー利用施設にあっては安定取引協定等において主として選定経営体からの材の調達が確認できる場合	
特用林産振興施設等の整備	選択	①対象品目の生産量（増加率）	増加率	当該施設における対象品目の生産量の増加率（％）
		②対象品目の造成面積（増加率）	増加率	対象品目の造成面積の増加率（％）

		③対象品目の生産性（目標値・向上率）	向上率	当該施設による対象品目の生産性の目標値又は向上率（％）
		④対象品目の生産コスト（目標値・縮減率）	縮減率	当該施設による対象品目の生産コストの目標値又は縮減率（％）
	必須	⑤選定経営体との連携状況	目標値	特用林産物生産に関連する協定等において選定経営体との連携が確認できる場合
		⑥地域材利用量	目標値	当該施設による地域材利用量（原木換算㎡）の増加量
	取組に応じていずれか選択	⑦-1省エネルギー施設等の整備	目標値	施設の新設において省エネルギー化に資する施設整備である場合
		⑦-2燃油使用量（縮減率）	縮減率	当該施設による燃油使用量の縮減率（％）
		⑦-3エネルギー効率（向上率）	向上率	当該施設によるエネルギー効率の向上率（％）
木造公共建築物等の整備	必須	①地域材利用量	目標値	当該施設における地域材利用量（㎡/㎡）〔木造化の場合：交付対象用途に係る地域材利用量/交付対象用途に係る延べ面積、木質内装の場合：木質内装に係る地域材利用量/木質内装を行う床及び壁等の合計面積〕
	必須 （注8）	②施設整備単価	目標値	当該施設の単価（円/㎡）〔木造化の場合：交付対象事業費/交付対象事業費に係る延べ面積、木質内装の場合：木質内装に係る経費/木質内装を行う床及び壁等の合計面積〕
	必須	③CLT利用量	目標値	当該施設における交付対象事業費に係るCLT利用量（㎡）
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	選択	①コンテナ苗の生産量（増加量）	増加量	当該施設におけるコンテナ苗生産増加量（千本）
		②コンテナ苗の生産量（増加率）	増加率	当該施設におけるコンテナ苗生産増加量（％）
		③幼苗等の配布量（増加量）	増加量	当該施設における選別種子又は幼苗の配布増加量をコンテナ苗生産量に換算した量（千本）
		④幼苗等の配布量（増加率）	増加率	当該施設における選別種子又は幼苗の配布増加量をコンテナ苗生産量に換算した量（％）
		⑤幼苗等を配布した戸数	事業体数	当該施設における選別種子又は幼苗を配布したコンテナ苗生産事業体数
		⑥普通苗の生産量（増加量）	増加量	当該施設における普通苗生産増加量（千本）
		⑦普通苗の生産量（増加率）	増加率	当該施設における普通苗生産増加量（％）
		⑧干害に備えた普通苗育苗地面積（増加量）	増加面積	当該施設における干害に備えた普通苗生産育苗地面積増加量（ha）
		⑨国庫補助相当額に対する効果	苗木生産単価	苗木増産計画量に対する国庫補助相当額（円／本）

（２）－１ 国施策連携指標（必須）

メニュー	指 標		指標の定義
高性能林業機械等の整備	必須	①意欲と能力のある林業経営体への登録及び経営管理実施権の設定	森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条２項に基づき公表された民間事業者（効率的かつ安定的な経営管理を行う能力を有し、経理的な基礎を有する者）として登録されているかの有無、経営管理実施権の設定の有無
		②「緑の雇用」事業の定着率	過去５年間の林業作業士研修（１年目）の研修生の定着率（％）
		③現場作業に従事する従業員への月給制の導入	現場作業に従事する従業員への月給制導入の有無
		④現場作業に従事する従業員への能力評価システム	現場作業に従事する従業員への能力評価に関する基準を定め、運用しているかの有無
		⑤死傷災害の発生状況	直近年における休業４日以上之死傷災害の発生の有無
		⑥再造林への取組状況	自らの労務による植栽の実施の有無
木材加工流通施設等の整備	必須	死傷災害の発生状況	直近年における休業４日以上之死傷災害の発生の有無
木質バイオマス利用促進施設の整備	必須		
特用林産振興施設等の整備	必須		
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	必須		

（２）－２ 国施策誘導指標（選択）

メニュー	指 標		指標の定義
高性能林業機械等の整備	選択	①提案型施業に関する取組	認定森林施業プランナーによる施業提案書等を用いた提案型施業の取組を実施していること

		②循環型林業に関する取組	認定森林経営プランナーによる循環型林業の実践に向けた取組を実施していること
		③施業効率化に関する取組	事業体における統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）による施業効率化の取組を実施していること
		④造林未済地解消に資する取組	団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1 ha以上）に直近年度に出資していること
		⑤賃金引上げに関する取組	給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）
		⑥安定的な原木供給に資する取組	年間素材生産量が1万㎡以上であり、かつ木材加工流通施設等と木材安定取引協定を締結していること
		⑦建築物木材利用促進協定の締結	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること
		⑧みどりの食料システム法に関する取組	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）（以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
		⑨林福連携の取組	障害者雇用を受入れていること（注10）
		⑩その他の取組	以下の2つの取組のうち、いずれかに該当していること
		●次世代育成支援対策推進法に基づく認定	ブラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業又はトライくるみん認定企業である（注11）
木材加工流通施設等の整備	選択	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	ブラチナえるぼし認定企業又はえるぼし認定企業である。又は、行動計画を策定している（注12）
		①JAS構造用製材の供給力強化の取組	JAS構造用製材の格付率又は出荷量若しくは入荷量を増加する取組であること
		②乾燥材の供給力強化の取組	木材乾燥機の導入により乾燥能力の強化を図る取組であること
		③木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組	地域の複数の工場が連携して出荷する取組又は、複数の工場を廃止し新たな工場を整備する取組であること
		④大径材の利用促進への取組	大径材利用拡大に資する施設整備に取り組んでいること
		⑤安定的な原木供給に資する取組	年間素材生産量が1万㎡以上の素材生産事業者等と木材安定取引協定を締結していること
		⑥急な需要動向の変化に対応する取組（注15）	急な需要動向の変化に対応し、ストック機能の強化を含む安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること
		⑦川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定締結の取組（注16）	川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定を締結していること
		⑧木材安定供給確保事業の事業実施主体	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）に基づく認定を受けた事業計画の実施主体であること
		⑨林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること、もしくは団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1 ha以上）に直近年度に出資していること
		⑩原木輸送能力の強化の取組	原木輸送用トラックを導入して原木輸送能力を強化する取組であること
		⑪災害等の復興に関する施設整備（注13）	災害等の復興に関する取組であること
		⑫サプライチェーン構想	サプライチェーン構想に基づく取組であること
		⑬賃金引上げに関する取組	給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）
		⑭木材製造高度化計画認定事業実施主体	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けていること
		⑮輸出事業計画の取組	G F Pに登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）
		⑯建築物木材利用促進協定の締結	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること
木質バイオマス利用促進施設の整備	選択	①バイオマス産業都市構想に基づく施設整備	バイオマス産業都市構想に基づく取組であること
		②農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づ	市町村が策定する農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づく取組であること

		く施設整備	
		③総務省マスタープランに基づく施設整備	総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」による支援の下作成されたマスタープランに基づく取組であること
		④みどりの食料システム法に関する取組	みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
		⑤脱炭素先行地域における施設整備	環境省に「脱炭素先行地域」として選定された計画に基づいた施設整備であること
		⑥農林漁業循環経済先導計画に基づく施設整備	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環パ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であること
		⑦「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備	要領別表2の木質バイオマス利用促進施設の整備に準じて「地域内エコシステム」の構築に資すると認められる取組であること
		⑧災害等の復興に関する施設整備（注13）	災害等の復興に関する取組であること
		⑨造林未済地解消に資する取組	団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること
		⑩賃金引上げに関する取組	給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）
		⑪林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること（⑨の取組を除く）
		⑫燃焼灰等を活用する取組	木質バイオマスエネルギー利用施設整備において、燃焼に伴い生じる灰等を肥料、土壌改良材等として有効活用する取組であること
		⑬ナラ枯れ被害対策との連携	要領別表2の2の3森林資源保護の推進の備考欄5の協定等又はこれと同等以上の内容の協定等に基づき森林資源保全対策を行う取組であること
		⑭枝葉・短尺材を利用する取組	未利用間伐材等活用機材整備において、枝葉・短尺材を効率的に利用するための作業システムを構築する取組であること
特用林産振興施設等の整備	選択	①品質管理の取組	食品の安全性の管理手法であるHACCPやGAP等を導入していること
		②地域ブランド化の取組	地理的表示保護制度を活用していること
		③輸出事業計画の取組	GFPに登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）
		④林福連携の取組	障害者雇用を受入れていること（注10）
		⑤みどりの食料システム法に関する取組	みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
		⑥きのこ用生産資材の国産化に関する取組	きのこ用生産資材を国産資材に転換する取組であること（注17）
		⑦廃菌床等の再利用に関する取組	廃菌床等をきのこ生産に再利用する取組であること（注18）
		⑧新規参入に関する取組	特用林産物等の生産を新たに始める者であること（注19）
		⑨自然災害等のリスクに対する取組	自然災害等のリスクを低減する取組であること（注25）
		⑩農林漁業循環経済先導計画に基づく施設整備	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環パ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であること
		⑪その他の取組	以下の2つの取組のうち、いずれかに該当していること
		●次世代育成支援対策推進法に基づく認定	ブラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業又はトライくるみん認定企業である（注11）
		●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	ブラチナえるぼし認定企業又はえるぼし認定企業である。又は、行動計画を策定している（注12）
木造公共建築物等の整備	選択	①林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること、又は団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1ha以上）に直近年度に出資していること

		②他府省との連携	エコスクール認定事業であること又はZEB水準の建築物であること
		③防火地域・準防火地域	防火地域・準防火地域における取組であること
		④災害等の復興に関する施設整備及び沖縄県における取組（注13）	災害等の復興に関する取組又は沖縄県における取組であること
		⑤材工分離発注	建築物の木材の50%以上を着工前年度に確保していること
		⑥医療・社会福祉施設	医療又は福祉施設であること
		⑦建築物木材利用促進協定の締結	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	選択	①認定特定増殖事業者等	認定特定増殖事業者等であること
		②特定苗木の生産に対する取組	当該施設によるコンテナ苗生産において、特定苗木の増産に取り組む者であること（注20）
		③新規でコンテナ苗生産又は幼苗等の配布を行う者	初めてコンテナ苗生産基盤施設等又はコンテナ苗幼苗生産高度化施設等を整備し、生産事業に取り組む者であること
		④委託生産又は予約生産に対する取組	コンテナ苗の委託生産・予約生産による出荷に取り組む又は取り組んでいること
		⑤花粉の少ない苗木の生産に対する取組	当該施設によるコンテナ苗生産において、花粉の少ない苗木の生産割合が5割以上であること（注21）
		⑥災害等のリスクに対する取組	収入保険、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等への加入がなされるもの
		⑦みどりの食料システム法に関する取組	みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること

Ⅱ 推進費（ソフト整備）
全体指標（計画主体ごと）

目標	指 標		算定使用量	指標の定義
山地防災情報の周知	選択	住民への周知率	算定には使用しない	山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合（％）（注22）
		研修会等の開催数		研修会等の開催数（回）
		山地災害危険地区等への標識の設置数		山地災害危険地区等への標識の設置数（枚）
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定（注23）	（例）・森林病虫害の駆除率 ・実施主体、森林所有者等への周知率 ・生立木除去実施率 等		・森林病虫害の被害計画量に対する実施量の割合 ・連絡協議会・研修会等の開催数（回） ・自主事業計画に対する生立木除去面積の割合 等
		（例）・野生鳥獣被害の抑制 ・有害鳥獣の生息密度 等		・誘導型捕獲装置の設置数、被害地域に対する対策の実施地区数 ・管理計画等に基づく個体数の割合 等
		（例）・初期消火資機材の配備地区数 ・火災予防活動の実施率 等		・初期消火資機材の配備数・市町村数 ・火災予防活動の実施日数 等
林業の多様な担い手の育成	選択	素材生産量（目標値）		計画主体における素材生産量の目標値（m ³ ）（注3）
		素材生産性（目標値）		計画主体における素材生産性の目標値（m ³ ／人・日）（注3）
		新たに造林事業を開始する経営体の数（目標値）		林業の多様な担い手の育成による、新たに造林事業を開始した経営体の数（経営体）
	取組に応じて適切に指標を設定（注23）	（例）研修会等の参加者数（延べ人日）		研修会等に参加した者の延べ人日数（延べ人日） （研修会等の開催回数（回）×1回当たりの日数（日/回）×参加者数（人））
		（例）経営指導等を受けた経営体数		専門家による経営指導や経営診断等を受けた経営体数（経営体）
		（例）資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数		林業の多様な担い手の育成による、資格（伐木・造材、集材、集積、その他（車両系建設機械等））取得者数（人）
		（例）認定事業主数（注24）		都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる認定事業主数の平均値（過去3年）に対する目標値（事業主）
		（例）森林施業プランナー数		森林施業プランナー協会により森林施業プランナーとして認定された者の数（人）
		（例）労働災害発生件数		・都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる労働災害発生件数の平均値（過去3年）に対する目標値の割合（件・％） ・都道府県における特用林産物生産者の労働災害発生件数（過去3年）に対する目標値の割合（件・％）
林業経営体の育成	必須	地拵えに要する人工数（目標値）		計画主体におけるリース支援による地拵えに要する人工数の目標値（人／ha）
		下刈りに要する人工数（目標値）		計画主体におけるリース支援による下刈りに要する人工数の目標値（人／ha）
		苗木運搬に要する人工数（目標値）		計画主体におけるリース支援による苗木運搬に要する人工数の目標値（人／1000本）
		素材生産量（目標値）		計画主体におけるリース支援による素材生産量の目標値（m ³ ）（注3）
		素材生産性（目標値）		計画主体におけるリース支援による素材生産性の目標値（m ³ ／人・日）（注3）

- （注1） 算定使用量等の考え方
- ① 現状値は、直近過去3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
 - ② 目標値は、目標年度（ハードは5年後、ソフトは翌年度）における値とする。ただし、効率化施設整備の場合は、目標年度までの平均値としても良い。
 - ③ 増加量は、目標値から現状値を差し引いた値（目標値－現状値）とする。なお、現状値が0の場合は、増加量＝目標値となる。
 - ④ 増加（縮減）率は、増加（縮減）量を現状値で除した値（増加（縮減）量／現状値）とする。ただし現状値が0の場合は現状値を1とする。
 - ⑤ 施設の効率性は、増加量を事業費で除した値（増加量／事業費）とする。
- （注2） 事業計画承認後の全体指標及び個別指標の目標値の変更は原則認めない。
- （注3） 素材生産量は主伐と間伐の合計数量とし、素材生産性は素材生産量／雇用量とする。
- （注4） 「木材加工流通施設等の整備」の全体指標については、「地域材利用量の増加率」と「素材生産量の増加率」の得点を1：1の比率で使用する。
- （注5） 熱利用・熱電併給に用いられたものとは、エネルギー利用動向調査の第2表において所有している木質バイオマス利用機器の種類について2と回答した者及び第3表において熱電併給有無で○と回答した者のチップの利用量の合計を指す。
- （注6） 「木材加工流通施設等の整備」の個別指標については、「地域材利用量の増加率」と「同施設の効率性」の得点を1：1の比率で使用する。
- （注7） 「木質バイオマス利用促進施設の整備」の木質バイオマス利用量は丸太換算値を用いることとする。

- (注 8) 「木造公共建築物等の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Ⅰの 2 の (1) に定めるほかは、次のとおりとする。
- ① 要領別表 2 の「14 木造公共施設整備」の (2) の㊾のア、イ、エに該当する建築物は、Ⅰの 2 の (1) のとおりとする。
 - ② 要領別表 2 の「14 木造公共施設整備」の (2) の㊾のウに該当する建築物は、木質系部材に係る建築工事費を、木質系部材を用いた部分の建築工事費に占める木質系部材に係る建築工事費の割合に木質系部材を用いた部分の延べ面積に乗じて得られた床面積で除して算出することとする。
- (注 9) 「給与等支給額」とは、俸給・給与・賞与等の総額とする。
- (注 10) 「障害者雇用を受入れていること」とは、1 名以上の障害者を雇用（職場実習時間を除き、作業時間が概ね延べ 960 時間で 1 名雇用とみなす。）していることをいう。
- (注 11) 「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定」については次のとおりとする。
- ① 「ブラチナくるみん認定」とは、次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定をいう。
 - ② 「くるみん認定」とは、次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定又は次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定及び次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 9 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定をいう。
 - ③ 「トライくるみん認定」とは、次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定をいう。
- (注 12) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定」については次のとおりとする。
- ① 「ブラチナえるぼし認定」とは、女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定をいう。
 - ② 「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定をいう。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
 - ③ 「行動計画を策定している」とは、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業者が女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定している場合をいう（計画期間が満了していない一般事業主行動計画を策定している場合のみ）。
- (注 13) 「災害等」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の規定に基づく指定災害及びこれに準ずるもので国が特に認めた災害をいう。
- (注 14) 「G F P に登録し、輸出事業計画の認定を受けていること」とは、具体的に以下のことをいう。
農林水産物の輸出拡大を図るため、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録し、輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づき、輸出事業計画の認定を受けていること。
- (注 15) 「急な需要動向の変化に対応する取組」とは、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能強化や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努めるものであること。
- (注 16) 木材製品の安定取引協定については、木安法の事業者間の協定に準じ、品目、取扱量、期間（原則として概ね 5 年）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。
- (注 17) 「きのこ用生産資材を国産資材に転換する取組」とは、輸入した原材料由来の生産資材を国産に切り替える取組（事業実施年度の直近過去 3 か年以内に切替えを実施した又は事業実施年度に実施する場合に限る。）であって、生産資材は、原木、種駒、菌床、培地資材（おが粉、コーンコブ等）及び栄養体（米ぬか、ふすま等）とする。
- (注 18) 「廃菌床等をきのこ生産に再利用する取組」とは、次のいずれかの取組であって、事業実施年度の直近過去 3 か年以内に再利用を開始した、又は事業実施年度に開始する場合に限る。
- ① 廃菌床又は廃ほだ木を活用してきのこ生産に利用する取組（他のきのこ生産者に譲渡し又は他のきのこ生産者から譲り受けて再利用する場合を含む。②において同じ。）
 - ② バイオマス燃料（きのこ生産施設のボイラー等の熱源として再利用する場合に限る。）に再利用する取組
- (注 19) 「特用林産物等の生産を新たに始める者」とは、事業実施主体であって、事業実施年度の直近過去 3 か年以内に特用林産物等の生産を開始した、又は事業実施年度に開始する者（当該者が組合員等の傘下に含まれる場合を含む。）をいう。
- (注 20) 「特定苗木」とは、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 2 条第 4 項に規定された苗木
- (注 21) 「花粉の少ない苗木」とは、スギ花粉症発生源対策推進方針（平成 13 年 6 月 19 日付け 13 林整備第 31 号林野庁長官通知）に規定された苗木
- (注 22) 「山地災害危険地区が地域住民等に周知されている」とは、具体的に以下のことをいう。
- ① ダイレクトメール等により周知されていること。
 - ② 広報誌等に掲載し、住民に配布されていること。
 - ③ インターネット等の活用により地域住民が常に閲覧できる状況にあること。
 - ④ 説明会等により、地域住民への周知がされていること。
 - ⑤ 山地災害危険地区について標識等によりその旨が溪流の出口等の人目につきやすい場所に表示されていること。
 - ⑥ 市町村役場等の掲示板に公示されていること。
 - ⑦ 都道府県及び市町村の樹立する地域防災計画に山地災害危険地区の情報が記載され、地域住民が常に閲覧できる状態にあること。
- (注 23) 表示している指標は例示であり、取組に応じて適切に指標を設定すること。
- (注 24) 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 1 項に基づき認定を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する事業主をいう。
- (注 25) 「自然災害等のリスクを低減する取組」とは、次のいずれかの取組であること。
- ① 施設の耐震化、止水板の設置、防風ネットの設置、その他自然災害等のリスクを低減するための施設整備等（建屋の新設を除く。）を事業実施年度に行う場合。
 - ② 園芸施設共済、自然災害等に対応した民間事業者が提供する保険等に加している又は、事業実施年度中に加入する場合。なお、その加入の期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入すること。
- (注 26) 「J A S 構造用製材」とは、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の規程により格付がされた構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る）とし、その等級区分は「目視等級区分及び機械等級区分の双方」又は「目視等級区分又は機械等級区分」のいずれかとする。

別紙2-1 得点表

施設費（ハード整備）

1. 全体指標及び個別指標得点（計画主体ごと）

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化（高性能林業機械等の整備に係るもの） 【全体指標】 林業機械作業システム整備【造林保育型】 ①から③までのいずれか一つ又は二つを選択する。 ただし、二つを選択した場合は、その平均点とする。 【個別指標】 林業機械作業システム整備【造林保育型】 ①から③までのいずれか一つ又は二つを選択する。 ただし、二つを選択した場合は、その平均点とする。	① 地拵えに要するha当たりの人工数（縮減率〔％〕） 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 4ポイント 5 0％以上 ～ 6 0％未満 6ポイント 6 0％以上 ～ 7 0％未満 8ポイント 7 0％以上 1 0ポイント	① 地拵えに要するha当たりの人工数（縮減率〔％〕） 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 4ポイント 5 0％以上 ～ 6 0％未満 6ポイント 6 0％以上 ～ 7 0％未満 8ポイント 7 0％以上 1 0ポイント
	② 下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率〔％〕） 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 4ポイント 5 0％以上 ～ 6 0％未満 6ポイント 6 0％以上 ～ 7 0％未満 8ポイント 7 0％以上 1 0ポイント	② 下刈りに要するha当たりの人工数（縮減率〔％〕） 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 4ポイント 5 0％以上 ～ 6 0％未満 6ポイント 6 0％以上 ～ 7 0％未満 8ポイント 7 0％以上 1 0ポイント
	③ 苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率〔％〕） 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 4ポイント 5 0％以上 ～ 6 0％未満 6ポイント 6 0％以上 ～ 7 0％未満 8ポイント 7 0％以上 1 0ポイント	③ 苗木運搬に要する1,000本当たりの人工数（縮減率〔％〕） 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 4ポイント 5 0％以上 ～ 6 0％未満 6ポイント 6 0％以上 ～ 7 0％未満 8ポイント 7 0％以上 1 0ポイント
	① 素材生産量（増加率〔％〕） 1 5％未満 2ポイント 1 5％以上 ～ 3 0％未満 4ポイント 3 0％以上 ～ 4 5％未満 6ポイント 4 5％以上 ～ 6 0％未満 8ポイント 6 0％以上 1 0ポイント	①-1 素材生産量（目標値〔m³〕） 3, 0 0 0 m ³ 以上 ～ 4, 0 0 0 m ³ 未満 1ポイント 4, 0 0 0 m ³ 以上 ～ 5, 0 0 0 m ³ 未満 2ポイント 5, 0 0 0 m ³ 以上 ～ 6, 5 0 0 m ³ 未満 3ポイント 6, 5 0 0 m ³ 以上 ～ 9, 0 0 0 m ³ 未満 4ポイント 9, 0 0 0 m ³ 以上 5ポイント
林業・木材産業の生産基盤強化（高性能林業機械等の整備に係るもの） 【全体指標】 林業機械作業システム整備【素材生産型】 、効率化施設整備を実施する場合は、①と②（②-1と②-2の合計点）の平均点とする。 活動拠点施設整備を実施する場合は、①又は②（②-1と②-2の合計点）と③の平均点とする。 【個別指標】 林業機械作業システム整備【素材生産型】 、効率化施設整備を実施する場合は、①（①-1と①-2の合計点）と②（②-1と②-2の合計点）の平均点とする。 活動拠点施設整備を実施する場合は、①（①-1と①-2の合計点）又は②（②-1と②-2の合計点）と③の平均点とする。 なお、林業機械作業システム整備を実施する1事業体が一度に実施する台数が4台以上となる場合は、4台目以降1台増えるごとに2ポイント減点するものとする。 素材生産量は、主伐と間伐の合計数量	②-1 素材生産性（目標値〔m³/人・日〕） 6. 0 m ³ /人・日未満 1ポイント 6. 0 m ³ /人・日以上～7. 0 m ³ /人・日未満 2ポイント 7. 0 m ³ /人・日以上～8. 0 m ³ /人・日未満 3ポイント 8. 0 m ³ /人・日以上～9. 0 m ³ /人・日未満 4ポイント 9. 0 m ³ /人・日以上 5ポイント	①-2 素材生産量（増加率〔％〕） 1 5％未満 1ポイント 1 5％以上 ～ 3 0％未満 2ポイント 3 0％以上 ～ 4 5％未満 3ポイント 4 5％以上 ～ 6 0％未満 4ポイント 6 0％以上 5ポイント
	②-2 素材生産性（増加率〔％〕） 1 0％未満 1ポイント 1 0％以上 ～ 2 0％未満 2ポイント 2 0％以上 ～ 3 0％未満 3ポイント 3 0％以上 ～ 4 0％未満 4ポイント 4 0％以上 5ポイント	②-1 素材生産性（目標値〔m³/人・日〕） 6. 0 m ³ /人・日未満 1ポイント 6. 0 m ³ /人・日以上～7. 0 m ³ /人・日未満 2ポイント 7. 0 m ³ /人・日以上～8. 0 m ³ /人・日未満 3ポイント 8. 0 m ³ /人・日以上～9. 0 m ³ /人・日未満 4ポイント 9. 0 m ³ /人・日以上 5ポイント
	③ 森林経営計画の作成率（目標値〔％〕） 1 0％未満 2ポイント 1 0％以上 ～ 2 0％未満 4ポイント 2 0％以上 ～ 3 0％未満 6ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 8ポイント 5 0％以上 1 0ポイント	②-2 素材生産性（増加率〔％〕） 1 0％未満 1ポイント 1 0％以上 ～ 2 0％未満 2ポイント 2 0％以上 ～ 3 0％未満 3ポイント 3 0％以上 ～ 4 0％未満 4ポイント 4 0％以上 5ポイント

素材生産性は、素材生産量／雇用量		③ 森林経営計画の作成率 10%未満 2ポイント 10%以上 ～ 20%未満 4ポイント 20%以上 ～ 30%未満 6ポイント 30%以上 ～ 50%未満 8ポイント 50%以上 10ポイント
------------------	--	--

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 (木材加工流通施設等の整備に係るもの)	① 地域材利用量 (増加率 [%]) 15%未満 2ポイント 15%以上 ～ 30%未満 4ポイント 30%以上 ～ 45%未満 6ポイント 45%以上 ～ 60%未満 8ポイント 60%以上 10ポイント	① 地域材利用 (加工・流通・乾燥・JAS構造用製材) 量 (増加率 [%]) 15%未満 1ポイント 15%以上 ～ 30%未満 2ポイント 30%以上 ～ 45%未満 3ポイント 45%以上 ～ 60%未満 4ポイント 60%以上 5ポイント
【全体指標】①及び②の平均点		
【個別指標】①及び②の平均点と③の合計点 (ただし、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、①及び②の合計点とすることができる。)	② 素材生産量 (増加率 [%]) 15%未満 2ポイント 15%以上 ～ 30%未満 4ポイント 30%以上 ～ 45%未満 6ポイント 45%以上 ～ 60%未満 8ポイント 60%以上 10ポイント	② 施設の効率性 (木材加工流通施設等の整備 [m³/千円]) 0.02m³/千円未満 1ポイント 0.02m³/千円以上 ～ 0.06m³/千円未満 2ポイント 0.06m³/千円以上 ～ 0.10m³/千円未満 3ポイント 0.10m³/千円以上 ～ 0.14m³/千円未満 4ポイント 0.14m³/千円以上 5ポイント
		③ 選定経営体との木材安定取引協定等の締結数 (事業体数) 1 ～ 3事業体 1ポイント 4 ～ 5事業体 2ポイント 6 ～ 7事業体 3ポイント 8 ～ 9事業体 4ポイント 10事業体以上 5ポイント

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 (木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの)	① 熱利用・熱電併給に利用されたチップ量 (増加率 [%]) 0%未満 2ポイント 0%以上 ～ 10%未満 4ポイント 10%以上 ～ 50%未満 6ポイント 50%以上 ～ 200%未満 8ポイント 200%以上 10ポイント	①-1 木質バイオマス利用量 (未利用間伐材等活用機材 [m³]) 800m³未満 2ポイント 800m³以上 ～ 5,500m³未満 4ポイント 5,500m³以上 ～ 10,000m³未満 6ポイント 10,000m³以上 ～ 13,000m³未満 8ポイント 13,000m³以上 10ポイント
【全体指標】 ①及び②の平均点+③		
【個別指標】①及び②の平均点+③+④+⑤	② エネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材等由来のものの量 (増加率 [%]) 0%未満 2ポイント 0%以上 ～ 10%未満 4ポイント 30%以上 ～ 75%未満 6ポイント 75%以上 ～ 200%未満 8ポイント 200%以上 10ポイント	①-2 木質バイオマス利用量 (木質バイオマス供給施設 [m³]) 8,800m³未満 2ポイント 8,800m³以上 ～ 18,000m³未満 4ポイント 18,000m³以上 ～ 27,000m³未満 6ポイント 27,000m³以上 ～ 36,000m³未満 8ポイント 36,000m³以上 10ポイント
	③ 補助金に依らない木質バイオマスボイラーの整備率 (加点点) 50%以上 1ポイント	①-3 木質バイオマス利用量 (木質バイオマスエネルギー利用施設 [m³]) 40m³未満 2ポイント 40m³以上 ～ 200m³未満 4ポイント 200m³以上 ～ 450m³未満 6ポイント 450m³以上 ～ 650m³未満 8ポイント 650m³以上 10ポイント

		②-1 施設の効率性（未利用間伐材等活用機材〔m ³ /千円〕） 0.05 m ³ /千円未満 …… 2ポイント 0.05 m ³ /千円以上 ～ 0.08 m ³ /千円未満 …… 4ポイント 0.08 m ³ /千円以上 ～ 0.11 m ³ /千円未満 …… 6ポイント 0.11 m ³ /千円以上 ～ 0.13 m ³ /千円未満 …… 8ポイント 0.13 m ³ /千円以上 …… 10ポイント
		②-2 施設の効率性（木質バイオマス供給施設〔m ³ /千円〕） 0.02 m ³ /千円未満 …… 2ポイント 0.02 m ³ /千円以上 ～ 0.13 m ³ /千円未満 …… 4ポイント 0.13 m ³ /千円以上 ～ 0.24 m ³ /千円未満 …… 6ポイント 0.24 m ³ /千円以上 ～ 0.35 m ³ /千円未満 …… 8ポイント 0.35 m ³ /千円以上 …… 10ポイント
		②-3 施設の効率性（木質バイオマスエネルギー利用施設〔m ³ /千円〕） 0.002 m ³ /千円未満 …… 2ポイント 0.002 m ³ /千円以上 ～ 0.005 m ³ /千円未満 …… 4ポイント 0.005 m ³ /千円以上 ～ 0.009 m ³ /千円未満 …… 6ポイント 0.009 m ³ /千円以上 ～ 0.012 m ³ /千円未満 …… 8ポイント 0.012 m ³ /千円以上 …… 10ポイント ③ エネルギー変換効率（木質バイオマスエネルギー利用施設〔％〕） 70％未満又は確認不可 …………… 1ポイント 70％以上 ～ 80％未満 …………… 2ポイント 80％以上 ～ 85％未満 …………… 3ポイント 85％以上 ～ 90％未満 …………… 4ポイント 90％以上 …………… 5ポイント ④-1 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者との関係（未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設）（加算） 事業者が登録木材関連事業者である場合 …………… 2ポイント ④-2 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者との関係（木質バイオマスエネルギー利用施設）（加算） 登録木材関連事業者からの材の調達率が50％以上である場合 …… 2ポイント ⑤-1 選定経営体との関係（未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設）（加算） 事業者が選定経営体である又は選定経営体からの材の調達率が50％以上である場合 …… 2ポイント ⑤-2 選定経営体との関係（木質バイオマスエネルギー利用施設）（加算） 選定経営体からの材の調達率が50％以上である場合 …………… 2ポイント

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 （特用林産振興施設等の整備に係るもの） 【全体指標】 ①～④のいずれか一つを選択 【個別指標】 ①～④のいずれか一つを選択＋⑤＋⑥＋取組に応じて⑦のいずれか一つを選択 （ただし、事業実施主体がきのこ原木等生産者）	① 対象品目の生産量（増加率〔％〕） 1％未満 …………… 2ポイント 1％以上 ～ 10％未満 …………… 4ポイント 10％以上 ～ 20％未満 …………… 6ポイント 20％以上 ～ 30％未満 …………… 8ポイント 30％以上 …………… 10ポイント	① 対象品目の生産量（増加率〔％〕） 1％未満 …………… 2ポイント 1％以上 ～ 10％未満 …………… 4ポイント 10％以上 ～ 20％未満 …………… 6ポイント 20％以上 ～ 30％未満 …………… 8ポイント 30％以上 …………… 10ポイント
	② 対象品目の造成面積（増加率〔％〕） 1％未満 …………… 2ポイント	② 対象品目の造成面積（増加率〔％〕） 1％未満 …………… 2ポイント

の場合、「対象品目」とあるのは「きのこ原木等（具体名）」と読み替えるものとする。）	１％以上 ～ １０％未満 ４ポイント １０％以上 ～ ２０％未満 ６ポイント ２０％以上 ～ ３０％未満 ８ポイント ３０％以上 １０ポイント	１％以上 ～ １０％未満 ４ポイント １０％以上 ～ ２０％未満 ６ポイント ２０％以上 ～ ３０％未満 ８ポイント ３０％以上 １０ポイント
	③ 対象品目の生産性（向上率〔％〕） １％未満 ２ポイント １％以上 ～ １０％未満 ４ポイント １０％以上 ～ ２０％未満 ６ポイント ２０％以上 ～ ３０％未満 ８ポイント ３０％以上 １０ポイント	③ 対象品目の生産性（向上率〔％〕） １％未満 ２ポイント １％以上 ～ １０％未満 ４ポイント １０％以上 ～ ２０％未満 ６ポイント ２０％以上 ～ ３０％未満 ８ポイント ３０％以上 １０ポイント
	④ 対象品目の生産コスト（縮減率〔％〕） １％未満 ２ポイント １％以上 ～ １０％未満 ４ポイント １０％以上 ～ ２０％未満 ６ポイント ２０％以上 ～ ３０％未満 ８ポイント ３０％以上 １０ポイント	④ 対象品目の生産コスト（縮減率〔％〕） １％未満 ２ポイント １％以上 ～ １０％未満 ４ポイント １０％以上 ～ ２０％未満 ６ポイント ２０％以上 ～ ３０％未満 ８ポイント ３０％以上 １０ポイント
		⑤ 選定経営体との連携状況 特用林産物生産に関連する協定等において選定経営体との 連携が確認できる場合 ２ポイント
		⑥ 地域材（竹材を含む。）利用量の増加量 １０％以上増加 ２ポイント ２０％以上増加 ３ポイント ３０％以上増加 ４ポイント
		⑦ー１ 省エネルギー施設等の整備（加点） 施設の新設において省エネルギー化に資する施設整備である場合 ３ポイント
		⑦ー２ 燃油使用量（縮減率〔％〕） １５％以上 ２ポイント ２５％以上 ３ポイント ３５％以上 ４ポイント
		⑦ー３ エネルギー効率（向上率〔％〕） １５％以上 ２ポイント ２５％以上 ３ポイント ３５％以上 ４ポイント

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整備に係るもの) 【全体指標】 ①の得点に③の補正率を乗じ、②の得点を加えた合計点（小数点以下第２位止め） 【個別指標】 ①～③の合計点	① 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率（Ｒ３、Ｒ４及びＲ５の木造率の平均〔％〕） ９％未満 １ポイント ９％以上 ～ １５％未満 ２ポイント １５％以上 ～ ２０％未満 ３ポイント ２０％以上 ～ ２６％未満 ４ポイント ２６％以上 ５ポイント	① 当該施設における地域材利用量（㎡/㎡）〔交付対象用途に係る地域材利用量/交付対象用途に係る延べ面積〕 ０．１８㎡/㎡以上 ～ ０．２０㎡/㎡未満 １ポイント ０．２０㎡/㎡以上 ～ ０．２２㎡/㎡未満 ２ポイント ０．２２㎡/㎡以上 ～ ０．２４㎡/㎡未満 ３ポイント ０．２４㎡/㎡以上 ～ ０．２８㎡/㎡未満 ４ポイント ０．２８㎡/㎡以上 ５ポイント ※木質内装は４ポイントとする。 ※ただし、ポイントに4/5を乗じたものを当該指標の得点とする（小数点以下第１位止め）。

	② 都道府県の建築物木材利用促進協定の締結数（事業実施年度の前年度12月末までに都道府県が締結している数） 0 以下 0 ポイント 1 以上 ～ 3 未満 2 ポイント 3 以上 ～ 5 未満 3 ポイント 5 以上 ～ 7 未満 4 ポイント 7 以上 5 ポイント ※ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする（小数点以下第1位止め）。	② 当該施設の単価（円/㎡）〔交付対象事業費/交付対象事業費に係る延べ面積〕 3 5 万円/㎡以上 1 ポイント 3 5 万円/㎡未満 ～ 3 0 万円/㎡以上 2 ポイント 3 0 万円/㎡未満 ～ 2 5 万円/㎡以上 3 ポイント 2 5 万円/㎡未満 ～ 2 0 万円/㎡以上 4 ポイント 2 0 万円/㎡未満 5 ポイント ※木質内装は5ポイントとする。 ※ただし、ポイントに4/5を乗じたものを当該指標の得点とする（小数点以下第1位止め）。
	③ 全体指標得点の補正率 都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和6年7月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ令和4年3月31日現在）及び農地面積（令和5年耕地及び作付面積統計）を除いた面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和5年3月31日現在）の合計面積の割合が 4 0 %以上の都道府県 1.2 4 0 %未満の都道府県 補正なし	③ 当該施設における交付対象事業費に係るCLT利用量（㎡） 0 ㎡を超え ～ 1 0 ㎡未満 1 ポイント 1 0 ㎡以上 ～ 3 0 ㎡未満 2 ポイント 3 0 ㎡以上 ～ 5 0 ㎡未満 3 ポイント 5 0 ㎡以上 ～ 1 0 0 ㎡未満 4 ポイント 1 0 0 ㎡以上 5 ポイント ※ただし、ポイントに2/5を乗じたものを当該指標の得点とする（小数点以下第1位止め）。

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 （コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの） 【全体指標】①～⑥のいずれか一つを選択 【個別指標】①～⑨のいずれか二つを選択し、その平均点	① コンテナ苗の生産量（増加量〔千本〕） 1 0 千本以上 ～ 5 0 千本未満 2 ポイント 5 0 千本以上 ～ 1 0 0 千本未満 4 ポイント 1 0 0 千本以上 ～ 1 5 0 千本未満 6 ポイント 1 5 0 千本以上 ～ 2 0 0 千本未満 8 ポイント 2 0 0 千本以上 1 0 ポイント	① コンテナ苗の生産量（増加量〔千本〕） 1 0 千本未満 2 ポイント 1 0 千本以上 ～ 3 0 千本未満 4 ポイント 3 0 千本以上 ～ 5 0 千本未満 6 ポイント 5 0 千本以上 ～ 1 0 0 千本未満 8 ポイント 1 0 0 千本以上 1 0 ポイント
	② コンテナ苗の生産量（増加率〔％〕） 5 0 %未満 2 ポイント 5 0 %以上 ～ 1 0 0 %未満 4 ポイント 1 0 0 %以上 ～ 1 5 0 %未満 6 ポイント 1 5 0 %以上 ～ 2 0 0 %未満 8 ポイント 2 0 0 %以上 1 0 ポイント	② コンテナ苗の生産量（増加率〔％〕） 3 0 %未満 2 ポイント 3 0 %以上 ～ 5 0 %未満 4 ポイント 5 0 %以上 ～ 8 0 %未満 6 ポイント 8 0 %以上 ～ 1 2 0 %未満 8 ポイント 1 2 0 %以上 1 0 ポイント
	③ コンテナ苗の生産（5 万本以上）事業体数割合（％） 1 0 %以上 ～ 2 0 %未満 2 ポイント 2 0 %以上 ～ 3 0 %未満 4 ポイント 3 0 %以上 ～ 4 0 %未満 6 ポイント 4 0 %以上 ～ 5 0 %未満 8 ポイント 5 0 %以上 1 0 ポイント	③ 幼苗等の配布量（増加量〔千本〕） 1 0 千本未満 2 ポイント 1 0 千本以上 ～ 3 0 千本未満 4 ポイント 3 0 千本以上 ～ 5 0 千本未満 6 ポイント 5 0 千本以上 ～ 1 0 0 千本未満 8 ポイント 1 0 0 千本以上 1 0 ポイント
	④ 幼苗等の配布を受けて分業化に取り組む事業体数割合（％） 2 0 %未満 2 ポイント 2 0 %以上 ～ 4 0 %未満 4 ポイント 4 0 %以上 ～ 6 0 %未満 6 ポイント 6 0 %以上 ～ 8 0 %未満 8 ポイント 8 0 %以上 ～ 1 0 0 %未満 1 0 ポイント ※ただし、当該施設における選別種子又は幼苗の配布量が増加する場合にのみ選択可	④ 幼苗等の配布量（増加率〔％〕） 1 0 %以上 ～ 2 0 %未満 2 ポイント 2 0 %以上 ～ 3 0 %未満 4 ポイント 3 0 %以上 ～ 4 0 %未満 6 ポイント 4 0 %以上 ～ 5 0 %未満 8 ポイント 5 0 %以上 1 0 ポイント
		⑤ 幼苗等を配布した戸数（事業体数） 1 ～ 4 事業体 6 ポイント 5 ～ 7 事業体 8 ポイント 8 事業体以上 1 0 ポイント

		※ただし、当該施設における選別種子又は幼苗の配布量が増加する場合にのみ選択可
	⑤ 苗木総生産量（増加量〔千本〕）＜普通苗生産基盤施設等に係るもの＞ 1 0 千本以上 ～ 5 0 千本未満 …………… 1 ポイント 5 0 千本以上 ～ 1 0 0 千本未満 …………… 2 ポイント 1 0 0 千本以上 ～ 1 5 0 千本未満 …………… 3 ポイント 1 5 0 千本以上 ～ 2 0 0 千本未満 …………… 4 ポイント 2 0 0 千本以上 …………… 5 ポイント	⑥ 普通苗の生産量（増加量〔千本〕） 1 0 千本未満 …………… 1 ポイント 1 0 千本以上 ～ 3 0 千本未満 …………… 2 ポイント 3 0 千本以上 ～ 5 0 千本未満 …………… 3 ポイント 5 0 千本以上 ～ 1 0 0 千本未満 …………… 4 ポイント 1 0 0 千本以上 …………… 5 ポイント
		⑦ 普通苗の生産量（増加率〔％〕） 3 0％未満 …………… 1 ポイント 3 0％以上 ～ 5 0％未満 …………… 2 ポイント 5 0％以上 ～ 8 0％未満 …………… 3 ポイント 8 0％以上 ～ 1 2 0％未満 …………… 4 ポイント 1 2 0％以上 …………… 5 ポイント
	⑥ 干害に備えた普通苗育苗地面積（増加量〔ha〕） ＜普通苗生産基盤施設等に係るもの＞ 1 ha以上 ～ 5 ha未満 …………… 1 ポイント 5 ha以上 ～ 1 0 ha未満 …………… 2 ポイント 1 0 ha以上 ～ 1 5 ha未満 …………… 3 ポイント 1 5 ha以上 ～ 2 0 ha未満 …………… 4 ポイント 2 0 ha以上 …………… 5 ポイント	⑧ 干害に備えた普通苗育苗地面積（増加量〔ha〕） 0. 5 ha以上 ～ 1 ha未満 …………… 1 ポイント 1 ha以上 ～ 3 ha未満 …………… 2 ポイント 3 ha以上 ～ 5 ha未満 …………… 3 ポイント 5 ha以上 ～ 1 0 ha未満 …………… 4 ポイント 1 0 ha以上 …………… 5 ポイント
		⑨ 国庫補助相当額に対する効果（円/本） 9 0 円/本以上 …………… 2 ポイント 9 0 円/本未満 ～ 7 0 円/本以上 …………… 4 ポイント 7 0 円/本未満 ～ 5 0 円/本以上 …………… 6 ポイント 5 0 円/本未満 ～ 3 0 円/本以上 …………… 8 ポイント 3 0 円/本未満 …………… 1 0 ポイント

2. 国施策指標得点

(1) 国施策連携指標得点

1. に定めるポイントに加え、別紙2のⅠの2の(2)－1の国施策連携指標の高性能林業機械等の整備については、以下の①～⑥のポイントを加算するものとし、それ以外のメニューについては、⑤のポイントを加算するものとする。

国 施 策 連 携 指 標 得 点 の 内 容		
①	意欲と能力のある林業経営体（森林経営管理法第36条2項に基づき公表された民間事業者）への登録及び経営管理実施権の設定 意欲と能力のある林業経営体に登録されている、かつ経営管理実施権の設定を受けている 意欲と能力のある林業経営体に登録されているが、経営管理実施権の設定を受けていない 意欲と能力のある林業経営体に登録されていない	2ポイント 1ポイント 0ポイント
②	「緑の雇用」事業の定着率（過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率） 80％以上 70％以上～80％以下又は当該研修生がいない 70％未満	1ポイント 0ポイント －1ポイント
③	現場作業に従事する従業員への月給制の導入 導入している 導入していない	1ポイント 0ポイント
④	現場作業に従事する従業員への能力評価の導入 導入している 導入していない	1ポイント 0ポイント
⑤	死傷災害の発生状況 直近年に休業4日以上死傷災害が発生していない 直近年に休業4日以上死傷災害（死亡災害を除く）が発生している 直近年に死亡災害が発生している	1ポイント －1ポイント －6ポイント
⑥	再造林への取組状況 自らの労務による植栽を実施している 自らの労務による植栽を実施していない	1ポイント 0ポイント

(2) 国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容
別紙2のⅠの2の(2)－2の国施策誘導指標を満たす施設（取組）については2ポイントを加算できるものとする。（複数指標可） 注1）木質バイオマス利用促進施設の整備については、①～⑥についてはいずれか1つ以上を満たす場合2ポイント、⑦については6ポイント、⑧～⑩についてはそれぞれ2ポイント、⑪については1ポイント、⑫については4ポイントを加算できるものとする。 注2）木造公共建築物等の整備について、⑤については3ポイント、⑦については4ポイントを加算できるものとする。

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容
事業計画のうち、都道府県において特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した個別事業（施設・取組）については、以下の得点を加算できるものとする。 【都道府県優先得点】加算できる個別事業は各都道府県2件（林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備及び木造公共建築物等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）については、各都道府県1件までとする。）までとし、加算できるポイントは1件につき6ポイントとする。ただし、林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）を実施する場合、①国庫補助事業で整備した既施設の目標年度終了前に、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加するもの（同一の事業実施主体による新たな個別事業の実施を含む。）、②国庫補助事業で整備した既施設の目標年度終了後の個別指標の現状値が、既施設の個別指標の目標値を下回っているもの、③当該個別事業に、過去に国庫補助事業で整備した施設の更新が含まれるもの、については都道府県優先得点の加算を認めないものとする。 注1）都道府県優先得点を加算した事業（以下「県優先事業」という。）のうち、配分の算定対象となった事業については、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 注2）算定対象となった県優先事業について、事業計画に記載された事業費から大幅に減額して実施する場合(20%以上の減額)は、国に報告することとし、減じた額については必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、第6に準じて調整を行うこととする。 注3）高性能林業機械等の整備に係る要領第6の2の(2)の直近の達成状況報告において、災害等のやむを得ない事情を除き、次年度以降の目標達成の見通しが無いと判断された事業のあった都道府県については、高性能林業機械

等整備における個別事業に加点できないものとする。

別紙3 林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表
(森林整備・林業等振興推進交付金)

< 共通 >

評価内容		ポイント
1 経営管理実施権の設定等		
経営管理実施権の設定等をしているか。		
① 経営管理実施権を設定している。		3
② 経営管理権を設定している。		2
③ 意向調査を実施している。		1
④ 上記のいずれもしていない。		0
2 効率性の向上		
(1) 合意形成・協議・手続の改善		
関係部局とも調整し、協議・手続の迅速化・簡素化を図っているか。		
① 関係部局等との調整が既に終了している。		2
② 現在、関係部局等と調整している、又は調整が必要な案件はない。		1
③ 関係部局等と調整していない。		0
(2) 事業の重点化・集中化		
ア 事業実施主体の事業について評価を実施しているか。		
① チェックリスト等を用いて既に評価を実施している。		2
② 今年度（事業実施年度）から評価を実施する。		1
③ 実施していない。		0
イ 事業の進捗状況について、時間管理を実施しているか。		
① 定期的に事業実施主体から進捗状況等が報告される仕組みとなっている。		2
② 報告時期は設定していないが、事業実施主体から報告される仕組みとなっている。		1
③ 実施していない。		0
3 透明性の向上		
事業計画、達成状況及び改善措置を講じた場合における改善措置実施報告をどのような方法で公表しているか。		
① 関連資料について、ウェブサイト等で公開するとともに、情報公開窓口で閲覧を実施している。		2
② 情報公開窓口において閲覧のみ実施している。		1
③ 特に公表していない。		0

<山地防災情報の周知>

評価内容		ポイント
1 効率性の向上		
(1) 合意形成・協議・手続の改善		
事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。		
① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。		2
② 広報誌等により周知を図っている。		1
③ 合意形成を図っていない。		0
(2) 事業の重点化・集中化		
事業の重点化を図っているか。		
① 例年よりも実施地区数（箇所数・事業実施主体数）の絞り込みを行っている、又は毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。		2
② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。		1
③ 例年よりも実施数が拡大している、又は事業の重点化は図っていない。		0
2 地域特性の重視		
事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。		
① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。		2
② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている。		1
③ 対応していない。		0

<森林資源の保護>

評価内容		ポイント
1 効率性の向上		
(1) 合意形成・協議・手続の改善		
事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。		
① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。		2
② 広報誌等により周知を図っている。		1
③ 合意形成を図っていない。		0
(2) 事業の重点化・集中化		
事業の重点化を図っているか。		
① 例年よりも実施地区数（箇所数・事業実施主体数）の絞り込みを行っている、又は毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。		2
② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。		1
③ 例年よりも実施数が拡大している、又は事業の重点化は図っていない。		0
2 地域特性の重視		
事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。		
① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。		2
② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている。		1
③ 対応していない。		0

＜林業の多様な担い手の育成＞

評価内容		ポイント
1 「緑の雇用」事業の定着率		
「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。		
① 都道府県における過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%以上である。		1
② 都道府県における過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%未満である。		0
2 月給制の導入		
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。		
① 都道府県の森林組合のうち現場作業に従事する従業員に月給制を導入している割合が30%以上である。		1
② 都道府県の森林組合のうち現場作業に従事する従業員に月給制を導入している割合が30%未満である。		0
3 労働安全の取組		
安全診断を受けて安全活動に取り組んでいるか。		
① 都道府県の認定事業主（注）のうち、前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けた割合が50%以上である。		1
② 都道府県の認定事業主（注）のうち、前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けた割合が50%未満である。		0
4 労働災害発生状況		
労働災害が発生していないか。		
① 都道府県の直近年の死亡災害数が「0」であり、かつ直近年の休業4日以上死傷災害数が過去3カ年の平均未満である。		1
② 都道府県の直近年の死亡災害数が1件以上発生している、又は直近年の休業4日以上死傷災害数が過去3カ年の平均以上である。		－1
5 労働災害削減に関する計画		
労働災害削減に関する計画があるかどうか。		
① 削減に関する数値目標と具体的な取組を記載した計画がある。		1
② 具体的な取組を記載した計画がある。		0
③ 計画がない。		－1
6 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」への取組		
「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」へ取り組むか。		
① 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」のメニューを要望している。		1
② 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」のメニューを要望していない。		0

（注）：「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主をいう。

＜林業経営体の育成＞

評価内容		ポイント
1 雇用環境の改善		
「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。	各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%以上である。	1	
② 過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%未満である。	0	
③ 過去5年間に林業作業士研修（1年目）の研修生がいない。	平均算定対象外	
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 現場作業に従事する従業員に月給制を導入している。	1	
② 現場作業に従事する従業員に月給制を導入していない。	0	
現場作業に従事する従業員に能力評価システムを導入しているか。	各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 現場作業に従事する従業員に能力評価システムを導入している。	1	
② 現場作業に従事する従業員に能力評価システムを導入していない。	0	
死傷災害が発生していないか。	各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 直近年に休業4日以上死傷災害が発生していない。	1	
② 直近年に休業4日以上死傷災害（死亡災害を除く）が発生している。	－1	
③ 直近年に死亡災害が発生している。	－2	
2 再造林への取組状況		
自らの労務による植栽を実施しているか。	各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 実施している。	1	
② 実施していない。	0	
3 賃金引上げに関する取組		
賃金引上げに関する取組への実績があるか。	各事業体	各事業体のポイントの平均値とする。
① 1.5%以上の賃金引上げの実績がある。	1	
② 1.5%以上の賃金引上げの実績がない。	0	

(注)

- 「各事業体のポイントの平均値」については、少数以下二位四捨五入一位止めとする。
- 賃金引上げに関する取組については、別紙2のⅠの2の（2）－2の国施策誘導指標（選択）内にある賃金引上げに関する取組と同様とする。